

○(旧)主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
児童発達支援センターで行う場合	重症心身障害児の場合														
	(1) 定員15人以下														
	(2) 定員16人以上20人以下														
	(3) 定員21人以上														
家族支援加算(Ⅰ) (月4回を限度)	イ 居宅を訪問(所要時間1時間以上)														
	ロ 居宅を訪問(所要時間1時間未満)														
	ハ 事業所等で対面														
	ニ オンライン														
家族支援加算(Ⅱ) (月4回を限度)	イ 事業所等で対面														
	ロ オンライン														
子育てサポート加算(月4回を限度)															
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ)														
	ロ 食事提供加算(Ⅱ)														
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)															
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)														
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)														
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)														
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)														
	(1)定員40人以下														
	(2)定員41人以上50人以下														
	(3)定員51人以上60人以下														
	(4)定員61人以上70人以下														
	(5)定員71人以上80人以下														
	(6)定員81人以上														
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)														
	(1)定員40人以下														
	(2)定員41人以上50人以下														
	(3)定員51人以上60人以下														
	(4)定員61人以上70人以下														
	(5)定員71人以上80人以下														
	(6)定員81人以上														
欠席時対応加算(月4回を限度)															
※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が90%未満の場合は月8回を限度															
専門的支援実施加算(原則月4回を限度)															

集中的支援加算(月4回を限度)		(1回につき1,000単位を加算)		
個別サポート加算(Ⅱ)		(1日につき150単位を加算)		
入浴支援加算(月8回を限度)		(1回につき55単位を加算)		
医療連携体制加算(Ⅶ)		(1日につき250単位を加算)		
送迎加算	イ 重症心身障害児の場合	(片道につき40単位を加算)	注 同一敷地内の場合 ×70/100	
	ロ 医療的ケアスコアが16点以上の場合	(片道につき80単位を加算)		
延長支援加算	(1) 1時間未満	(1日につき128単位を加算)		
	(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき192単位を加算)		
	(3) 2時間以上	(1日につき256単位を加算)		
関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき250単位を加算)		
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)(月1回を限度)	(1回につき200単位を加算)		
	ハ 関係機関連携加算(Ⅲ)(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)		
	ニ 関係機関連携加算(Ⅳ)(1回を限度)	(1回につき200単位を加算)		
事業所間連携加算	イ 事業所間連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき500単位を加算)		
	ロ 事業所間連携加算(Ⅱ)(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)		
保育・教育等移行支援加算	入所中2回、退所後2回(居宅と保育所等への訪問を1回ずつ)を限度 (1回につき500単位を加算)			
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位 × 131/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年6月1日から算定可能 注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能	
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位 × 128/1,000)		
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位 × 118/1,000)		
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき + 所定単位 × 96/1,000)		
	ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)		(1月につき + 所定単位 × 111/1,000)
		(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)		(1月につき + 所定単位 × 109/1,000)
		(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)		(1月につき + 所定単位 × 108/1,000)
		(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)		(1月につき + 所定単位 × 106/1,000)
		(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)		(1月につき + 所定単位 × 89/1,000)
		(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)		(1月につき + 所定単位 × 86/1,000)
		(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)		(1月につき + 所定単位 × 83/1,000)
		(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)		(1月につき + 所定単位 × 98/1,000)
		(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)		(1月につき + 所定単位 × 80/1,000)
		(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)		(1月につき + 所定単位 × 83/1,000)
		(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)		(1月につき + 所定単位 × 76/1,000)
(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		(1月につき + 所定単位 × 60/1,000)		
(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		(1月につき + 所定単位 × 70/1,000)		
(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)		(1月につき + 所定単位 × 50/1,000)		
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位 × 81/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能	
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位 × 59/1,000)		
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位 × 33/1,000)		
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位 × 13/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能	
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位 × 10/1,000)		
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき + 所定単位 × 20/1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能	